

令和6年度 第4回志布志市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和7年3月11日(火)
開会 午後1時30分 閉会 午後1時53分
- 2 場 所 志布志市役所 志布志庁舎4階 庁議室
- 3 協 議
(1) 志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

4 出席者(出席構成員)

志布志市長	下平晴行
教育長	福田裕生
教育委員	松原治美
教育委員	島津陽亮
教育委員	津町千代子
教育委員	益田裕子

(事務局)

志布志市副市長	溝口 猛
総務課長	小山錠二
総務課行政グループリーダー	下出克也
総務課行政グループサブリーダー	伊知地大志
教育総務課長	児玉雅史
教育総務課総務施設グループリーダー	橋本淳二
学校教育課長	淀 修司
学校教育課参事兼学校教育グループリーダー兼指導主事	久木崎 敢
生涯学習課長	江川一正
生涯学習課社会教育グループリーダー	河野尚仁

5 会議の経過

午後1時30分 開会

○ 開会

○ 進行

【小山課長】 ただ今から、令和6年度第4回志布志市総合教育会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

御着席ください。

御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。
限られた時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。本日の出席者は、資料1ページに名簿を記載しておりますが、生涯学習課の

小村GLと本田GLが欠席となっております。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、下平市長が挨拶を申し上げます。

○ 市長あいさつ

【下平市長】

皆さん、こんにちは。

令和6年度4回目の総合教育会議ということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議が1件であります。

教育委員会が所管する公共施設の一部を建設課で一元管理し、業務の効率化等を推進していくために、教育委員会の建築技術者を集約することについて協議させていただきます。

年度末のお忙しい時期ではありますが、本日の会議が実り多いものになることをお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 協 議

【小山課長】

次に、会次第3の協議に入りたいと思います。

会議の議長につきましては、設置要領に基づき市長が務めると規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

【下平市長】

それで、協議(1)の志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行についてを議題とします。担当課からの説明をお願いします。

【伊知地SL】

総務課の伊知地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2ページを御覧ください。建物の建設維持に関する取扱いの変更ということで、令和7年度4月1日から市が所有する建物を建設課で一括管理してもらうための計画となっております。そのことに伴い、建築技術職員の集約を計画しており、そのために必要なことを、御協議していただきたいと思います。建築技術職員の集約については、職員の働き方改革、業務の平準化ということで、例えば1人だけが残業をしないなどの環境を整えることを目的としております。また、集約することで、技術職員の知識、能力等の専門性を向上させ知識・技術の職員を育成したいと考えております。さらに、1つの業務に対して、複数の目でチェックを行うことで、機能の向上、精度を高めたりすることを目的としております。このような趣旨から、最終的なゴールとしては、市有財産の一元管理を長期的な目標として目指すということにしているため、時期は未定としているところです。

実施していく過程で、問題点や潜在的なリスク等も想定されるところであり、一つ目は、きめ細やかなサービス等が継続されるのか、二つ目は、組織が大きくなることで即応性といった機動性や対応が遅くなるのではないかという懸念があるかと思います。また、施設の維持管理等における業務の一部が原課に残ることで、線引きの区分けが不明瞭になるという潜在的リスクがあると考えているところです。

3 ページを御覧ください。一つ目の事務的手続きに必要なものについて御説明いたします。現在、市長から教育委員会に対し建物等の維持管理について事務を委任しているものがあり、令和7年4月から建設課で建物の管理を行うものについては、その適用から除外する必要があります。ただし、社会教育施設等について通常の軽微な維持管理等に関しては、引き続き教育委員会で管理していく必要があるため、事務委任を限定的に行う必要があります。これらは、規則で管理されておりますので、規則の改正内容について教育委員会事務局と協議を重ねてきたところです。

4 ページを御覧ください。必要な事務手続きの二つ目となります。学校施設等の教育財産については、法律で教育委員会の職務権限に属すると規定されています。これらの教育財産を建設課で管理していくためには、この職務を市長が補助執行することができるよう、教育委員会において新たに規則を制定する必要があります。この規則案については、後ほど説明があるかと思います。また、条例によって管理されていない施設もありますので、先ほど同様に市長に対して補助執行させる旨の規則が必要になってきます。文化施設の中には、建物自体に文化的価値があり、通常の維持管理という概念と異なるものがありますので、そのような施設に関しては、現在の生涯学習課で管理を継続していくことを考えております。

5 ページを御覧ください。先ほど御説明申し上げた潜在的リスクへの対応についてですが、一つ目は、利用者・使用者等へのサービスが低下する可能性について、施設管理に関する関係職員を建設課に所管替えすることになるだけで、体制を大きく変更するものではないためサービスが低下することはないと考えております。二つ目は、組織が大きくなることで即応性・機動性が低下するのではないかということですが、教育委員会から建設課へ職員と業務が移管するだけなので、対応が遅れたり、柔軟性が欠けるということにはならないと考えております。建設課には、既存の技術職員も配置されているので、業務や情報を共有しながら更に柔軟な対応が図られるようになると考えています。

6 ページを御覧ください。通常の維持管理業務などにおける原課との住み分けということで、今後、建設課が主体的に進めていく業

務と、これまで通り、教育委員会が継続して行っていく業務があります。学校施設、教職員住宅、給食センターなど教育総務課が管理してきた建物については、予算管理及び営繕などの全部を建設課に移管する予定です。体育館や公民館などの体育施設や社会教育施設については、これまで教育総務課に依頼していた改修等を建設課に依頼するということになります。ただし、軽微な修繕、通常の維持管理の掃除などの軽微な業務については、従来通り教育委員会や指定管理者で行っていただくことになります。したがって、その軽微な修繕等に関する予算も、引き続き原課で管理していくこととなります。先ほども申し上げました福山氏庭園などの歴史的建造物については、従来どおり建設課にアドバイス等を求めていきながら、生涯学習課で管理していくこととなります。このように、維持管理業務を行っていく上で、建設課と原課との明確な住み分けが出来ているため、業務に支障はないものと考えております。

【下平市長】 ただ今の説明及び資料内容について、皆様からのご意見やご質問はありませんか。

【松原委員】 職員採用試験で土木・建築の技術者を募集しても、応募が少なく苦慮しているという話を伺います。そのような状況からも、教育委員会に配属されている建築技師は少数ですが、大きな建築工事があった際には、業務量も増え業務の平準化を行うことも難しいと考えます。建設課に、建築技師が集約されることで、業務量の平準化や技術力の向上が期待できるなど、教育委員会にとってもメリットが大きいので、集約することがベストだろうと考えます。先ほども説明がありましたが、学校施設等を市長に補助執行させることにに関して、教育委員会で規則を整備することで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の問題はクリアできると理解して良いですか。

【下平市長】 教育委員会で補助執行に関する規則を整備することで、何ら問題はないものと考えます。将来的には、公共施設を一元的に管理する公共施設管理課の設置を目指しています。今回は、前段としてグループで対応していくための規程に基づく措置ということで御理解していただければと思います。

【益田委員】 資料と全体的な説明によると、現状よりも効率化が進み、働き方改革だけではなく、業務の見える化にも繋がるのではと感じたところです。

【福田教育長】 資料２ページに記載されてあるメリットの「技術職員の知識、能

力等専門性の向上及び深化」と「複数の目で業務を行うチェック機能の向上、高精度化等」についてが、非常に意味があって価値があると感じています。1か所に複数の技術者が配置されることで、お互いが切磋琢磨しながら業務を進める中で、知識、能力及び専門性が向上し、そのことが、本市にとっても好循環に作用するのではと思います期待もするところです。

【下平市長】 他に質疑等はありませんか。

【児玉課長】 他に質疑等がないということですので、新たに制定する規則について説明させていただきます。本日の総合教育会議を経て教育委員会としては、規則を整備し3月19日開催予定の定例教育委員会の中で審議する必要がありますので、当該会議においてその規定内容を説明させていただきます。

資料は、7ページを御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号に教育財産のことが規定されてあります。全ての財産は、市長のみ権限があるとされていますが、教育財産だけは、教育委員会の職務権限として管理を行うことが規定されております。そのために、今回の補助執行については、その事務を市長部局の職員に補助執行させる内容の規則を教育委員会で整備する必要がありますということになります。

そこで、第1条の趣旨に地方自治法180条の7の規定に基づき、補助執行できる旨の規定があるところです。その中に協議をした上で補助執行をさせることが出来る規定が設けられております。今回、その規定を活用して、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関の職員に補助執行させることに関して、必要な事項を定めるということを同規則第1条に規定しているところです。

第2条の補助執行事務については、歴史的建造物を除く教育財産の管理に関して建設課の職員に補助執行させる内容となっています。ただし、施設の利用に関する事務については、従来どおり教育委員会で行う必要があると規定しています。

第3条の協議については、通常の業務を行う際には、その都度協議することなく事務を執行することができますが、重要若しくは異例に属し、又は先例になると認めるときは、必ず教育委員会と協議をしてから維持管理を執行しなければならないという内容になっております。

附則については、技術者の集約を4月1日に行うということから、令和7年4月1日を施行日としているところです。

規則の説明は以上です。

【下平市長】

それでは、本日、協議した志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行についての内容は、原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

特に、異議もないようですので、原案のとおり決定することいたします。

以上をもちまして、今回の協議を終了したいと思います。

今後とも、教育行政の更なる向上を目指し、効率的で効果的な行政運営の御協力・御理解をよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

【小山課長】

市長ありがとうございました。

会次第の「4その他」についてですが、委員の皆様方から協議事項以外に何かございますか。

又は、協議事項で再度確認しておきたいことなど、何かございますか。

【島津委員】

教育施設は、老朽化している施設が多々見受けられますので、予期せぬ事故等もあるかもしれません。点検などをしっかりと行い未然防止に繋げるための措置を対応していただけると有り難いです。

【小山課長】

以上をもちまして、令和6年度「第4回志布志市総合教育会議」を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後1時53分 閉会

会議録署名

志布志市長

下午晴行

教 育 長

福田 裕生

教 育 委 員

松原 治美

教 育 委 員

島津 陽亮

教 育 委 員

津町 千代子

教 育 委 員

益田 裕子

